

第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中、「第二項第一号及び第二号」とあるのは、第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」とする。

第二十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号（障害児施設医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程

十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費及び障害児施設医療費（障害児施設医療を提
供する場合に限る。）の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

前項の規定は、法第二十四条の十一第一項の指定知的障害児施設等の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十二 指定知的障害児施設等の設置者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）の第五号、第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害児施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の様式のとおりとする。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。

施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、法第二十四条の二十四第四項の規定に基づき施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的障害児施設等に対して支払うものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十一第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。）以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（加齢児にあつては、一万円）とする。ただし、同条第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第二十七条の十一第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（加齢児にあつては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（加齢児にあつては、一万円）とする。

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定知的障害児施設等は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県知事は、当該指定知的障害児施設等に対し、都道府県知事が当該指定知的障害児施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児施設医療費を支払うものとする。

法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第四十条第一号イ、第四十一条及び第四十三条中、「第二十一条の十九第五号」を、「第十九条第五号」に改める。

第五十条の二の表第十條第一項第十四條第十五條第十六條第十八條第一項の項の次に次のように加える。

第二十五条の七	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市の市長
第二十五条の十一	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の十四	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の十七	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の二十一	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の二十二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の二十四	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市